

プレスリリース [2023年2月3日]

災害時における災害廃棄物処理等に関する協定を締結しました

市は、災害時に大量に発生する災害廃棄物（※1）を迅速に処理するために、（一財）まちだエコライフ推進公社と災害廃棄物の処理等に関する協定を締結しました。これにより、仮置場（※2）の開設及び分別、資源化等を行う処理施設への円滑な搬出が可能となります。

■ 協定名称：災害時における災害廃棄物処理等に関する協定

■ 協定締結先：（一財）まちだエコライフ推進公社

※平時から、粗大ごみ収集運搬や粗大ごみ再生販売等を実施している市の外郭団体

■ 協定締結日：2023年2月1日（水）

■ 協定による主な連携内容

- （1）災害廃棄物の仮置場の管理及び分別
- （2）避難施設等で発生した廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の撤去、収集及び運搬
- （4）前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

※1 災害廃棄物：災害によって廃棄物となった家財道具等

※2 仮置場：大量の災害廃棄物の発生が予想される場合に、市が設置する災害廃棄物を仮置きする場所

■ 本件に関するお問い合わせ先

環境資源部環境政策課 課長 塩澤 TEL 042-724-4379